

# 所得税の確定申告相談 ・ 住民税申告



お問い合わせ：総務財政部税務課(庁舎1階)

- 申告期間** 2月16日(水)～3月15日(火)  
※土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 受付時間** 9時～15時30分 ※12時～13時を除く。  
【延長受付】 2月22日(火)、3月8日(火) 17時30分～19時  
【休日受付】 2月27日(日) 9時～12時
- 場所** 社公民館2階 研修室  
※広報かとう1月号でお知らせした場所から変更  
しています。ご注意ください。
- 対象** 令和4年1月1日時点で加東市に住民登録がある方
- 申告内容** 令和3年1月1日から12月31日までの所得

## 市で応じる申告相談(主なもの)

- 給与所得者、および公的年金等受給者にかかる申告
  - 白色申告(おむね事業等所得300万円以下の方)
  - 住民税の申告
- ※上記以外の場合は、税務署で確定申告をしてください。

## 市で応じられない申告相談

- 過年の申告
- 高額な事業所得
- 譲渡所得
- 先物取引にかかる雑所得等
- 青色申告
- 増改築等にかかる住宅借入金等特別控除
- 共有名義の住宅借入金等特別控除
- 雑損控除にかかるもの
- 損失の繰越にかかるもの
- 消費税
- 相続税
- 贈与税
- 等

## 所得税の確定申告が必要な方(下記のいずれかに該当する方)

- ◇自営業、農業等の事業による収入がある  
(建築労務、日雇い労務に従事された場合も含む)
- ◇生命保険、損害保険の満期返戻金等、一時所得がある
- ◇公的年金等受給者で、下記のA、Bのいずれかに該当する
  - A 公的年金等収入金額が400万円を超える
  - B 公的年金等以外の所得金額が20万円を超える
- ◇土地、建物等の貸付け、または譲渡による収入がある
- ◇給与所得者で、下記のA～Dのいずれかに該当する
  - A 給与収入金額が2,000万円を超える
  - B 2か所以上から給与の支払いを受けている
  - C 給与以外の所得金額が20万円を超える
  - D 令和3年1月1日から12月31日までに退職し、年末調整を受けていない

※所得金額の合計額が各所得控除額の合計額を超えない場合は、確定申告は不要です。

## 住民税の申告が必要な方(下記のいずれかに該当する方)

- ◇非上場株式にかかる配当所得がある
- ◇シルバー人材センター、外交員等の報酬がある
- ◇加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない  
(国民健康保険税等が軽減される場合があります)
- ◇給与収入金額が93万円を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方  
(住民税額が変わる場合があります)
- ◇公的年金等収入金額が、下記の金額を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額が変わる場合があります)
  - 65歳未満の方(昭和32年1月2日以後に出生された方)  
⇒98万円
  - 65歳以上の方(昭和32年1月1日以前に出生された方)  
⇒148万円

※所得税の確定申告をした場合は、同時に住民税申告を行ったことになります。

※上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴収がある特定口座に限る)は、所得税と住民税で異なる課税方式を選ぶことができます。この場合、住民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書に加えて、住民税申告書を提出してください。

## 申告に必要なもの(下記の①～⑦を全てお持ちください。)

- ①申告者本人の個人番号が確認できる書類  
例 マイナンバーカード、個人番号通知書
- ②申告者本人の公的機関が発行した本人であることが確認できる書類  
例 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード
- ※マイナンバーカード1枚で、①、②の両方を兼ねることができます。
- ※代理人が申告する場合は、①、②の両方の写しが必要です。
- ③給与、公的年金等にかかる源泉徴収票、報酬等支払調書
- ④事業所得(営業・農業所得)、または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
- ⑤諸控除の証明書(国民年金、生命保険、地震保険等の保険料控除証明書)
- ⑥医療費控除を受ける場合は、あらかじめ作成された医療費控除明細書
- ⑦還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義の通帳等

※給与所得、退職所得、および公的年金等の源泉徴収票は、必ずご持参ください。  
※事業所得の収支内訳書、医療費控除の明細書は、あらかじめ作成のうえ、ご持参ください。  
※申告内容によって、上記以外に必要なものがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。  
※医療費控除明細書、農業所得の収支計算のしおりは、市ホームページに掲載しています。

## 社税務署からのお知らせ

確定申告会場を開設し、申告書作成の支援、および申告相談に応じます。

**開設期間** 2月16日(水)～3月15日(火) ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

**受付時間** 9時～16時

**場所** 社税務署

※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

※来署される際はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は、入場をお断りすることがあります。

※筆記用具や計算器具をご持参ください。

☎社税務署 ☎42-0223

## 確定申告はパソコン・スマートフォンからe-Taxで!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成し、e-Taxで送信(提出)することができます。

また、令和4年1月から、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、その記載内容が自動入力される機能等が追加され、さらに便利になりました。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、e-Taxを利用してご自宅等から確定申告をしませんか?

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※確定申告書等作成コーナーでは、作成した確定申告書を書面で印刷することもでき、印刷した確定申告書を郵送等で提出することができます。

※外国語版のOSでは、文字化け等が発生し、正しいデータが送信できない場合がありますので、ご注意ください。

☎e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

確定申告書等作成コーナー <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

